

室蘭工業大学地域教育・連携センター社会人研修プログラム取扱要項

令和4年3月17日
学長伺定

(趣旨)

第1条 この要項は、室蘭工業大学地域教育・連携センター（以下「センター」という。）が開設する社会人研修プログラム（以下「プログラム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研修は、広く社会人に対し、体系性のあるプログラムを提供することにより、社会人の技術や教養・文化の向上に資することを目的とする。

(課程及び募集人員)

第3条 研修の課程及び募集人員は、別に定めるものとする。

(講習料)

第4条 講習料は、受講決定後に徴収し、既納の講習料は還付しない。

2 講習料の額は、別に定めるものとする。

(修了)

第5条 研修において所定の課程を終了した者には、修了証等を授与する。

(事務)

第6条 研修に関する事務は、総務広報課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、地域教育・連携センター長が別に定める。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。